

## しなの鉄道活性化協議会規約の一部改正について

構成団体の組織変更の事由により、関連規約を下記のとおり改正する。

## 記

## 1. 規約第4条（組織）関係（別表1）

敬省略

区分	構成団体	改正前委員	改正後委員	備考
行政機関	長野市	企画政策部交通政策課長	<u>都市整備部交通政策課長</u>	
行政機関	上田市	政策企画部長	<u>都市建設部長</u>	
行政機関	軽井沢町	企画課長	<u>住民課長</u>	

## 2. 規約第9条（事務局）関係

改正前	改正後
<p>（事務局）</p> <p>第9条 協議会の業務を処理するため、上田市政 策企画部交通政策課に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務 局長には上田市政企画部交通政策課長、事務 局員には交通政策課職員及びしなの鉄道㈱経営 企画課職員をもって充てる。</p>	<p>（事務局）</p> <p>第9条 協議会の業務を処理するため、上田市都 <u>市建設部管理課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務 局長には上田市都市建設部管理課交通担当政策 幹、事務局員には<u>管理課職員</u>及びしなの鉄道㈱ 経営戦略部経営企画課職員をもって充てる。</p>

以上